太神保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　太神保育園
所　在　地	みやま市瀬高町太神１６６０番地
電 話 番 号	０９４４－６３－２４７２
代表者氏名	佐田　一仁

2　利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	太神保育園
施設の所在地	みやま市瀬高町太神１６６０番地
連　絡　先	電話番号　０９４４－６３－２４７２ FAX　　０９４４－６３－２４７０
管　理　者	園長　　佐田　一仁
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満３歳児以上　　４４人 満１歳以上満３歳未満の児童　　２２人 満１歳未満の児童　　４人
開 設 年 月 日	昭和３０年１月１日
事 業 所 番 号	

3　サービスの目的・運営方針

太神保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営目的に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（１）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

（２）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下に園児の 状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（３）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支

援等を行うように努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

（1）施設

敷　　地	敷地全体	２０７９．１７㎡
	園　　庭	８４２．７４㎡
園　　舎	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延 面 積	７３０．２３㎡

（2）主な施設

施　設	部屋数	備　　考	
乳 児 室	１　室	はな組（０・１歳じクラス）	１０７．９３㎡
ほふく室	１　室	上記乳児室と同室	
保 育 室	４　室	もも組（満２歳児クラス） ゆり組（満３歳児クラス） ばら組（満４歳児クラス） さくら組（満５歳児クラス） 各１室	１８２．９５㎡
多目的室 （ホール）	１　室	上記　保育室と同室	３９．５６０㎡
調 理 室	１　室		２６．９３９㎡
調 乳 室	１　室		３．６１３㎡
もく浴室	１　室		５．８０８㎡
事 務 室	１　室	医務室を含む	４５．６０　㎡

5　職員の設置状況

職　種	員数	常勤	非常勤	
園　　長	1	1		
主任保育士	1	1		
保 育 士	１０	7	3	
栄 養 士				
調 理 員	3	2	1	
そ の 他	0	0		

当園では、「みやま市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年みやま市条例第34号。以下「条例」という。）の定める基準を尊重し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

〈各職種の勤務体系〉

職　種	勤　務　体　系
園長	正規の勤務時間帯　（７：２０～１８：２０）
主任保育士	正規の勤務時間帯　（７：２０～１８：２０）
保育士	正規の勤務時間帯　（７：２０～１８：２０）
栄養士	
調理員	正規の勤務時間帯　（８：００～１７：００）

※　ローテーションにより各保育士の勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時２０から１８時２０分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時５０分までの範囲で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。）

（２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０から１６時３０分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時２０分から８時３０分まで又は１６時３０分から１８時２０分までの範囲で時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。）

8　提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成２９年３月１日厚労告１１７号）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記７に記載する時間において、保育を提供します。

（２）教育指導

英語指導、体育指導

（３）送迎

希望者については、保育園バスによる送迎を実施します。

（ただし、別途利用者負担があります。）

（４）食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事を提供します。

	午前間食	昼　食	午後間食	備考
０歳児	１０時００分頃	１１時２０分頃	１５時００分頃	
１歳児	１０時００分頃	１１時２０分頃	１５時００分頃	
２歳児	１０時００分頃	１１時２０分頃	１５時００分頃	
３歳児		１１時２０分頃	１５時００分頃	
４歳児		１１時２０分頃	１５時００分頃	
５歳児		１１時２０分頃	１５時００分頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

※　食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（５）その他　希望者に対し一時預かり保育を実施します。（内容については、別に定める。）

9　利用料金

（１）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

０歳 から ２歳児クラス

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

０歳～２歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。また、子どもが２人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子どもを第１子として０歳から２歳までの第２子は半額、第３子以降は無償となります。（年収 360 万円未満相当世帯については、第１子の年齢は問いません。）

３歳 から ５歳児クラス

満３歳になった後の４月１日から小学校入学前まで無償化されます。

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払いについては、別途お知らせします。

１０　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（１）利用乳幼児が小学校に就学したとき

（２）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（３）その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

１１　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（１）内科、外科、整形外科

医療機関の名称	あだち医院
医　院　長　名	足　達　　明
所　　在　　地	みやま市瀬高町太神８３４番地２
電　話　番　号	０９４４－６３－２６７７

（２）歯科

医療機関の名称	樺島歯科医院
医　院　長　名	金尾　将人
所　　在　　地	みやま市瀬高町２７６番地１
電　話　番　号	０９４４－６２－２２１３

１２　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

１３　関係機関との連携

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、関係機関と連携し必要な措置を講じます。

１４　虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施そ

の他必要な措置を講じます。

１５　要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情などに係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園の ご利用相談窓口	・窓口担当者　主任保育士（　塚﨑　有記　） ・解決責任者　園長　佐田　一仁 ・ご利用時間　８：３０～１７：３０ ・電話番号　０９４４－６３－２４７２ ・ＦＡＸ　０９４４－６３－２４７０ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	田中　武司	当法人監事／電話番号：0944-63-8172
	松尾　義文	当法人監事／電話番号：0944-63-6237

※　県運営適正化委員会　事務局窓口でも相談できます。
　　電話番号：０９２－９１５－３５１１

１６　非常災害時対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知器　有　・誘導灯　有 ・ガス漏れ報知　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　無 ・その他、カーテン、敷物などの防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

１７　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	災害共催給付
保険の内容	医療費、傷害見舞金、死亡見舞金の給付
保険金額	医療保険並みの療養に要する費用の額４／10　（そのうち１／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ・障害見舞金 3,770 万円～ 82 万円 （通園中の災害の場合 1,885 万円～ 41 万円） ・死亡保険金 2,800 万円 （通園中の場合 1,400 万円）

１８　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項　　目	内容、負担を求める理由及び目的	金　　額
絵本の購入費用	保育カリキュラムにおける絵本を要し、その実費を負担していただくため	月額 ￥４６０程度
送迎バスを利用する場合の負担金	保護者の送迎が困難な家庭に対して便宜を図ることを目的にして、当該業務に係る人材を確保及び燃料費などの車輌費用に相当な費用を要するため	月額 ￥　１,１００ 校区外 ￥　１,２００

2　給　食

保育所の給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所を利用する保護者も自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則になりますので、無償化後も引き続き保護者のご負担となります。

（０歳～２歳のクラスの食材費は、これまでどおり保育料に含まれますので不要です。）

具体的には、主食費（お米代、あるいは現物）、副食費（おかず代、おやつ代）です。

クラス	金　　額	
０歳から２歳児クラス	保育料に含まれています。	
３歳児クラスから５歳児クラス	主食費	お米代（毎月￥８００）
	副食費	（おかず代、おやつ代） 月額　￥４,７００　※

※　年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第 3 子以降の子どもは、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

3　時間外保育に係る利用者負担金

時間外保育事業に係る利用者負担　　３０分　　１００円

短時間保育利用者　　（7:20 ～ 8:30、16:30 ～ 18:20 までの時間）

標準保育利用者　　（18:20 ～ 18:50 までの時間）

4　一時預かり保育に係る利用者負担金

一時預り保育料

年齢区分	日額（８時間）	半日額（４時間内）	
		給食有	給食無
３歳児未満	２,０００円	１,３００円	１,０００円
３歳児以上	１,７００円	１,３００円	７００円